

周南市監査委員 中 村 研 二

周南市監査委員 坂 本 心 次

定期監査結果の報告に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し市長等に提出しましたが、同条第12項の規定により当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、公表します。

1 監査の対象

鹿野総合支所

地域政策課、市民福祉課、産業土木課

教育委員会事務局鹿野総合出張所

2 監査の範囲

平成29年4月（一部平成28年4月）から平成29年8月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査の実施期間

平成29年10月11日から平成30年1月10日まで

4 監査の結果に基づき措置を講じた内容

地域政策課

(1) 支出事務

ア	指摘事項	補助金の交付決定について、算定に誤りのあるものがあった。
	措置状況	適正な算定による交付決定額との差額の返還を受け、収入処理をしました。

(2) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあつた。
	措置状況	備品管理システムに登載しました。

市民福祉課

(1) 共通的事項

ア	指摘事項	特殊勤務手当支給条例による特殊勤務手当の支給に係る勤休管理について、特殊勤務実績簿と勤休管理システムの内容が異なるものがあつた。
	措置状況	特殊勤務実績簿を訂正しました。

産業土木課

(1) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、備品管理システムに未登載のものがあつた。
	措置状況	備品管理システムに登載しました。

教育委員会事務局鹿野総合出張所

(1) 財産管理事務

ア	指摘事項	備品について、適正な管理がされていなかった。
	措置状況	今後は、適正な財産管理を行います。